

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学学長代行  
理事 松野丈夫

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p> <p><u>(9) 学生の成績評価基準の設定，点検及び見直しに関すること。</u></p>	<p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p>

(新設)

(10) 前各号の事項に係る改善及び向上に関すること。

(11) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教育センター副センター長
- (3) 保健管理センター長
- (4) 一般教育の教授 2人
- (5) 基礎医学の教授 2人
- (6) 臨床医学の教授 2人
- (7) 看護学科の教授 4人
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第4号から第8号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号から第7号までの委員は、医学部の学年担当教員(以下「学年担当教員」という。)とする。

4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(略)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第3条第1項第1号の委員を、副委員長は第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)

(9) 前各号の事項に係る改善・向上に関すること。

(10) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教育センター副センター長
- (3) 保健管理センター長
- (4) 一般教育の教授 2人
- (5) 基礎医学講座の教授 2人
- (6) 臨床医学講座の教授 2人
- (7) 看護学科の教授 4人
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第4号から第8号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号から第7号までの委員は、医学部の学年担当教員(以下「学年担当教員」という。)とする。

4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(略)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第3条第1号の委員を、副委員長は第3条第2号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)

附 則

この規程は、令和4年3月28日から適用する。

**【改正理由】**

旭川医科大学医学部アセスメント・ポリシーの改正により、教務・厚生委員会の審議事項として、学生の成績評価に関する設定・点検・見直しに関することを定めたことに伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。